

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年（2024 年）2 月 27 日付け令 5 デジタル推進第 487 号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和 6 年（2024 年）2 月 14 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「〔〇〇局〕県庁（出先含む）において、P C やネットワークの不正利用・不正アクセス、盗用データの送受信、個人自宅 P C のぞき見などの調査、協議等、報告（国含む）すべての文書（メモ含む）なお、開示された文書により、警察署への告訴、告発の証拠として使用します。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和 6 年（2024 年）2 月 27 日付けで、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 6 年（2024 年）3 月 17 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件審査請求では、本件公文書が不存在であることを理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっているが、「嘘だから。文書は存在する。」などの審査請求人の主張以外に、本件公文書の存在を推認できる根拠は特に見当たらない。

また、第3の3において審査請求人の文書が存在すると主張する新たな公文書については、対象の公文書について、存否応答拒否の決定がなされた通知書であって、これにより文書が存在することが証明されているものではない。これらのことから、本件公文書は存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和6年	4月	25日	実施機関から諮問を受けた。	
令和7年	7月	29日	事案の審議を行った	
令和7年	10月	7日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年10月7日現在)

※本件事案において、除斥となっている。